

葉山町地域防犯カメラ設置補助金の手続きの流れ(令和7年度)

事前の相談

まずは、事前に防災安全課まで、ご相談ください。提出書類などは特に必要ありません。

事前の協議(令和7年6月18日(水)まで)

事前の協議 協議時点で書類がある場合は、協議書とあわせて添付資料を提出してください。

【提出書類】

- ☐ 地域防犯カメラ設置協議書（第1号様式）
- ☐ 設計書または仕様書（関連機器の構成がわかるもの）の写し
- ☐ 地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示す図面
- ☐ 見積書の写し

補助金交付申請書等の提出（令和7年7月31日（木）まで）

葉山町地域防犯カメラ設置費補助金の申請に係る書類を提出してください。

【提出書類】

- ☐ 地域防犯カメラ設置費補助金交付申請書（第2号様式）
- ☐ 地域防犯カメラ設置事業計画書（第3号様式）
- ☐ 地域防犯カメラ設置事業収支予算書（第4号様式）
- ☐ 団体調書（第5号様式）及び団体規約の写し
- ☐ 地域防犯カメラの管理及び運用に関する要領
- ☐ 地域防犯カメラ管理責任者選任届出書（第6号様式）
- ☐ 設計書又は仕様書の写し
- ☐ 地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- ☐ 地域防犯カメラの設置場所の写真
- ☐ 地域防犯カメラの設置事業に要する経費に係る見積書の写し
- ☐ 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書（第7号様式）
- ☐ 地域防犯カメラの設置が住民団体の総意であることを証する書類

補助金交付決定（令和7年9月ごろ）

審査の上、町から県へ神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金（地域防犯カメラ事業）に係る手続きを行います。県から町へ承認決定通知がなされた案件に限り、予算の範囲内で、各団体に補助金の交付を決定します。必ずしもすべての申請に対し、補助金の交付を決定するものではありません。補助金の交付がない場合もありますので、ご了承ください。結果について、地域防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（第8号様式）を送付します。



補助金交付決定後の手続き（令和８年１月上旬まで）

※必ず「交付決定」を受けてから設置してください。

補助金交付決定（地域防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（第８号様式））を受けてから設置を行ってください。補助金交付決定の通知を受けた団体は、防犯カメラを設置し、令和８年１月上旬までに報告書を提出してください。

【提出書類】

- ☐ 地域防犯カメラ設置事業実績報告書（第１１号様式）
- ☐ 地域防犯カメラ設置事業結果報告書（第１２号様式）
- ☐ 地域防犯カメラ設置事業収支決算書（第１３号様式）
- ☐ 地域防犯カメラの設置事業に要した経費の支払い領収書の写し
- ☐ 地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲の確定図面
- ☐ 地域防犯カメラの設置場所の現況写真

※事業計画の内容を変更しようとするときは、地域防犯カメラ設置事業計画変更申請書



補助額の確定（令和８年１月下旬）

報告書の審査後、交付すべき補助金額を確定し、地域防犯カメラ設置費補助金確定通知書（第１４号様式）を送付します。



請求書等の提出（令和８年２月上旬）

【提出書類】

- ☐ 地域防犯カメラ設置費補助金請求書（第１５号様式）
- ☐ 通帳のコピー（口座番号、口座名義、支店名が記入されている部分）



補助金交付（令和８年２月末まで）

ご指定の口座へ補助金が振り込まれます